

令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ & A

令和5年1月18日更新（下線部を追加）
熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課

Q 検査前にやっておくべきことはありますか？

A 日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行って、体調の変化を確認してください。検査前の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関を受診してください。

Q 当日受検できないのはどのような場合ですか？

A 次の1～3のいずれかにあてはまる場合は受検できません。

- 1 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある場合
- 2 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない場合
- 3 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所等の健康観察の期間内にある場合

ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、一定の条件のもと、受検できます。

Q 無症状の濃厚接触者が受検できるのはどのような場合ですか？

A 次の1～4の要件をすべて満たせば受検できます。

- 1 自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）の結果、陰性であること
※ただし、自治体等がPCR等の検査（行政検査）を行わない場合を除く。行わない場合で、抗原定性検査キットが入手できる場合は、それによる陰性確認を行う。
- 2 受検当日も無症状であること
- 3 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと
- 4 終日、別室で受検すること

Q 無症状の濃厚接触者について、どのような手段で検査場に行けばよろしいですか？

A 自家用車等の利用をお願いします。なお、自家用車等の利用が困難な場合は、人との接触を避けるために、時間をずらしたり、人が密集する場所を避けるなどして検査場に行くことを条件に、自転車や徒歩も考えられます。

その際は、出身中学校長を通じて、出願先の高等学校長へあらかじめ連絡しておく必要があります。

なお、文部科学省から以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては利用可能であるとの通知がありました。

- 1 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）。
- 2 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、行政検査が陰性かつ無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受検生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

※タクシー等の手配についての相談窓口について（文部科学省）

【相談窓口連絡先】

・電話：03-6730-3345

・メール：taximadoguchi23@mext.go.jp

（参考）無症状の濃厚接触者の受検者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_00003.html

Q 後期（一般）選抜の追検査の対象となるのはどのような場合ですか？

A 次の1～5のいずれかに該当し、後期（一般）選抜の学力検査を受検することができなかった人が対象です。

- 1 新型コロナウイルス感染症と診断され、後期（一般）選抜当日が就業制限の期間内にある
- 2 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない
- 3 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、後期（一般）選抜当日が保健所等の健康観察の期間内にある
- 4 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナ

ナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする

- 5 その他やむを得ない理由により、後期（一般）選抜を受検することができなかった

原則として、一つの教科でも受検した場合は、追検査の対象となりません。ただし、次の①～③の場合は追検査の対象となります。

- ①検査の途中で、濃厚接触者であることが判明し、受検を途中で取りやめた場合
- ②体調不良のため受検を途中で取りやめ、その後新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合
- ③無症状の濃厚接触者として受検をしていたが、検査の途中で、発熱・咳等の症状が出た場合や、公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くことができなくなった場合 等

Q 検査当日マスクは必要ですか？

A 必要です。各自飛沫感染防止のためのマスクを持参し、指示がある場合と昼食時以外は常に着用してください。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみ受検は認めません。なお、英文字や地図等がプリントされているマスク等や、音が出る等、他の受検者への影響を及ぼす機能のついたマスクは着用しないでください。特別な事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長を通じて出願先の高等学校長へあらかじめ連絡しておく必要があります。

Q 手指の消毒液等は準備してありますか？

A 各検査室に速乾性アルコール製剤が準備してあります。使用することが難しい場合は、これに代わるものを各自で準備して手指消毒を行ってください。

Q 検査当日の服装について注意することはありますか？

A 検査室では換気を行うため、上着など暖かい服装を準備してください。

Q 昼食はどこでとることになりますか？

A 昼食が必要な場合は、出願先の高等学校が指定した席でとることになります。感染拡大防止のため、受検者同士の会話や接触は控えてください。

なお、昼食時間中、特に必要がない場合は、出願先の高等学校が指定した席で過ごしてください（ただし、出願先の高等学校からの指示がある場合を除く）

く。)

Q 休憩時間に荷物の持ち込みは可能ですか？

A 持ち込み可能な物、時間等については、出願先の高等学校の指示に従ってください。

Q 後期（一般）選抜の追検査、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置1及び2を希望する場合に診断書等を提出する必要がありますか。

A 新型コロナウイルス感染症については、理由を証明する書類として、医師の診断書等のかわりに、後期（一般）選抜においては、令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項の様式17、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置1については様式31、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置2については様式34を提出してください。